

栃木県公報

平成29年 10月31日(火) 第2932号

	目		次				
	告	示					
○土壌汚染対策法による形質変更時要届出	日区域の指	定		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••
	公	告					
○公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••
○土地区画整理組合理事の就任							
○土地区画整理事業の換地処分の届出				•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		••••
○開発行為の工事完了				•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		••••
		管理委員会					
○不在者投票を行うことができる施設の批	f定		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		••••
		業局					
○栃木県企業局組織規程の一部改正			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		••••
○栃木県発電管理事務所管理規程の一部改							
○栃木県企業局電気事業用電気工作物保安	足規程の一	部改正…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		••••
	告		示				
栃木県告示第494号							
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)	第11条第	第1項の規	定により	特定有	育害物質に	よって汚染	され
	~ H111-2	1 2 11 1-1	N. L A . L .		K-1 - 1 - 2 -		0

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定する区域

那須塩原市新朝日63番3、64番1、65番1、85番2及び86番1の各一部

- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

(環境保全課)

公 告

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮地方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)

2 作業地域

宇都宮市大和二丁目、宮本町、八千代一丁目、同二丁目、双葉二丁目、同三丁目

3 作業期間

平成29年11月1日から平成30年3月31日まで

(監理課)

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

土地区画整理組合名	氏	名	住	所	届	出	年	月	日
栃木藤岡バイパス下皆川・	阿部	秀夫	栃木市大平町下皆川431番均	也	平成	294	年10	月10	6日
富田土地区画整理組合	岡部	博義	栃木市大平町富田1351番地	2					
	富田	岩男	栃木市大平町下皆川27番地						
	富田	昌軌	栃木市大平町下皆川718番均						
	富田	晃司	栃木市大平町下皆川770番均						
	富田	克己	栃木市大平町下皆川81番地						
	大塚	德明	栃木市大平町下皆川229番均	也					

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、小山栃木都市計画事業千塚町上川原 土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の 規定により公告する。

平成29年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 換地処分の年月日
 平成29年10月20日
- 2 換地処分の内容

平成29年9月20日付け栃木県指令都計第240号で認可した換地計画のとおり。

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査 済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開	発	許	可	を	受	け	た	者		
(工区に含まれる地域の名称)	住				所			氏		名	
河内郡上三川町大字五分一字碇島280番2	河内郡上三川	川町大	(字五	分一	·200ā	番地	1	佐美佐美	-	健真	太弓
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字中丸185番1	塩谷郡高根沙	え町ナ	(字宝	積寺	÷337₹	昏地	移	積寺 ⁻ 転建 記 小林 ī	2委		

下野市上大領字東原305番1、305番3、306 番2	宇都宮市大通り四丁目3番18号	グラ		ィハウス株		
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美118番36、 118番39、118番40、118番42、118番43、119 番3、120番15	宇都宮市一ノ沢町256番地7	トヨタウッドユーホーム株式会社			1 —	
下都賀郡壬生町大字壬生甲字御里東1005番3	下野市小金井56番地2サンハイムB 棟202	青	木	雄	太	
下都賀郡野木町大字友沼字牛馬190番3	下都賀郡野木町大字友沼6611番地 4 シャン・ストリーム B 101号	深深	井井	朱 卓	見也	
下野市箕輪字舘440番、441番1、442番1、 442番2、443番1の一部、443番2、443番 4、443番5	下野市箕輪441番地1	社会	福祉污	长人敬奉	和会	
(第3-3工区) 下都賀郡壬生町大字羽生田3111番1、915番 4、916番5	宇都宮市戸祭元町 1 番25号	栃木県				

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第69号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成29年10月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

施設の名	称	所	在	地
社会福祉法人謙心会 特別養護老人ホーム にちにちそ)	大田原市加治屋83-82	1	

企 業 局

栃木県公宮企業管理規程第五号

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

電所」を「、小網発電所及び大下沢発電所」に改める。第六条第一項の表栃木県今市発電管理事務所の項所掌事務の欄第四号から第六号までの規定中「及び小網発栃木県企業局組織規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

温速

この管理規程は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経営企画課)

栃木県公宮企業訓令第五号

発電管理事務所

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令

を加える。第二条中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号栃木県発電管理事務所管理規程(昭和四十七年栃木県公営企業訓令第三号)の一部を次のように改正する。

十一 大下沢発電所 栃木県営大下沢発電所をいう。

下沢発電所」に改める。第十条第二項の表施設第一課の項第三号、第四号及び第六号中「及び小網発電所」を「、小網発電所及び大

四三

この訓令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

栃木県公宮企業訓令第六号

长 让

発電管理事務所

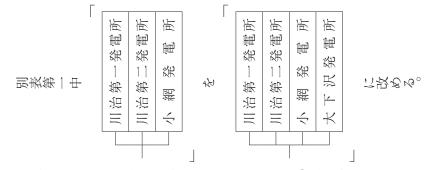
栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

正する。 栃木県企業局事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年栃木県公営企業訓令第九号)の一部を次のように改



写一に改める。 別表第四1運転、操作、保守に関するものの部

別水力発電関係の項中「

「

う

選が

両子

「

う

高い

「

う

まれる

で

の

の

部

は

の

で

は

の

温等

この訓令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(電気課)